

契約約款の一部改正について（社会保険未加入対策関連）

建設工事における社会保険未加入対策の取組強化について、令和元年 7 月付けで堺市契約課ホームページにおいて公表しておりますが、このことに伴い、契約約款を下記のとおり一部改正しますので、お知らせします。

記

1 改正対象となる契約約款

「工事請負契約書」、「工事請負契約書（議決用）」、「工事請負契約書（石綿等）」及び「工事請負契約書（議決用）（石綿等）」

2 対象案件

予定価格が 250 万円を超える建設工事案件

3 改正内容

社会保険未加入業者を下請負人（二次以下の下請業者を含む。）としてはならない旨の規定を追加します。

なお、改正後の契約約款については、別紙新旧対照表をご確認ください。

（1）社会保険未加入の建設業者との下請契約の禁止

（2）下請業者が社会保険未加入の場合における受注者の義務

※違反が判明した場合、受注者に対して、入札参加停止を行います。

なお、指定する期間内に社会保険等の加入を確認できる書類を提出した場合は除きます。

4 適用時期

令和元年 10 月 1 日以降に公告その他契約の申込みの誘引が行われる案件から適用します。

5 その他

入札参加停止の取扱い等の詳細については、令和元年 7 月公表「建設工事における社会保険未加入対策の取組強化について」をご参照ください。

【新旧対照表】

現行	改正後
(<u>受注者の契約の相手方となる</u>下請負人の健康保険等加入義務等) 第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出<u>の義務のいずれかを履行していない</u>建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を<u>受注者が直接締結する下請契約の相手方</u>としてはならない。<u>ただし、発注者が指定する期間内に、受注者が当該社会保険等未加入建設業者が当該届出の義務を履行した事実を確認することができる書類を発注者に提出したときは、この限りでない。</u> (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出<u>の義務</u> (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出<u>の義務</u> (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出<u>の義務</u>	(下請負人の健康保険等加入義務等) 第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出<u>をしていない</u>建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を<u>下請負人</u>としてはならない。 (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出 (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出 (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出 <u>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。</u> <u>(1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合</u> <u>(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 発注者の指定する期間内（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間内）に、受注者が確認書類を発注者に提出した場合</u>

建設工事における社会保険未加入対策の取組強化について

本市では、下請契約を締結する全ての建設工事において、下請業者の社会保険加入状況を確認し、現在、一次下請業者が社会保険未加入の場合のみ、元請業者を入札参加停止することとしています。

この度、建設事業者の社会保険加入をより一層促進するため、令和元年10月1日以降の発注工事からは、二次以下の下請業者が社会保険未加入の場合についても、元請業者を入札参加停止することとします。

記

1 入札参加停止について

(1) 措置要件

契約違反（入札参加停止期間：1月）

※停止の対象となるのは、建設業許可業者である下請業者が未加入の場合のみです。

※発注者が指定した期限（原則30日間）までに社会保険加入の手続きを行った場合は、契約違反としないものとします。なお、二次以下の下請業者については、元請業者から加入指導を受けており、相当の理由があると認められる場合は、さらに30日間期限を延長することができます。

(2) 対象案件

予定価格が250万円を超える建設工事案件

2 社会保険加入状況確認の流れ

(1) 工事担当課において、次のア、イにより社会保険の加入状況を確認します。

ア 一次下請業者

「施工体制台帳」の「健康保険等の加入状況」の欄で確認します。

イ 二次以下の下請業者

「再下請負通知書」の「健康保険等の加入状況」の欄で確認します。

(2) 「施工体制台帳」及び「再下請負通知書」において、社会保険未加入が判明した場合は、併せて元請業者から「社会保険未加入状況報告書」を工事担当課へ提出していただきます。

(3) 下請業者が社会保険未加入業者である場合は、堺市から社会保険担当機関（日本年金機構、大阪労働局）へ通報します。

(4) 下請業者が社会保険未加入であった場合、元請業者に対して、社会保険未加入の下請業者へ加入指導し、加入状況を報告するよう文書で通知します。

(5) 元請業者は、社会保険等未加入であった下請業者における社会保険等の加入状況について、提出期限内に工事担当課へ報告します。

(6) 工事担当課は、(5)の状況について、契約課へ報告します。

(7) (5)の提出期限を超えてもなお、下請業者が社会保険等に参加しなかった場合、元請業者を入札参加停止します。

3 適用時期

令和元年10月1日以降の発注工事から適用します。